

令和3年度（下期分）小規模事業者販路開拓助成金

第2次公募要領

令和3年9月28日制定

この要領は、小規模事業者販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和3年度下半期分の小規模事業者販路開拓助成金の第2次募集について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

記

1 対象とする展示会、見本市等

令和3年10月25日（月）以降開催され、令和4年2月28日（月）までに出展が終了する以下の展示会等を本助成金の対象とする。

（1）オンライン展示会

（2）国内で開催される集合（対面）型の展示会

国内で開催される集合（対面）型の展示会に出展しようとする者は3の新型コロナウイルス感染症対策を実施し、別紙1の確認書を提出すること。

（3）海外で開催される集合（対面）型の展示会のうち、助成対象者が準備日を含めた会期中県内から開催地域に往来しないで出展できる展示会。

例1 展示会開催国に営業所等があり現地社員で対応する場合。

例2 ブース運営を他社に委託する場合。

海外で開催される集合（対面）型の展示会に出展しようとする者は別紙2の確認書を提出すること。

2 募集期間

令和3年9月30日（木）から令和3年12月28日（火）まで

申請期限は展示会開催の20日前とする。

予算がなくなった場合、期限内であっても募集を終了する。

3 新型コロナウイルス感染症対策

（1）展示会等の主催者から示されているガイドラインや注意事項に従い、適切な感染対策を行うこと。

（2）予め出展する展示会等の開催地域の自治体から訪問者向けに発せられている要請の有無やその内容を確認すること。

（3）長野県が示す「信州版『新たな日常のすゝめ』」を実践し、感染予防に努めること。

「信州版『新たな日常のすゝめ』」は以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/susume.html>

- (4) 緊急事態措置が実施されている地域等、長野県が訪問をできるだけ控えるようお願いしている都道府県で開催される展示会に出展する場合は、可能な限り長野県内と開催地域を往来する人員を抑えるとともに、会場以外への移動は必要最小限に留めること。

4 その他

- (1) 助成金の交付は、当該年度において、1申請者につき1回限りとする。
なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか1つの展示会のみ補助対象とする。
- (2) 同一の展示会、見本市等（過去5年間以内のものに限る。）について助成交付を受けた者は、助成対象外とする。また、集合（対面）型をオンライン型に切り替えた展示会も同一の展示会とみなす。
- (3) 主催者等の都合で開催期間が延期され、出展が令和4年3月1日（火）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。

確 認 書

公益財団法人 長野県中小企業振興センター
理事長 金子 元昭 様

所 在 地

名 称

代表者名

印

当社は、国内で開催される展示会への出展に際し、公募要領で定められた新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

確 認 書

公益財団法人 長野県中小企業振興センター
理事長 金子 元昭 様

所 在 地

名 称

代表者名

印

当社は、海外で開催される展示会への出展に際し、長野県内の事業所に在籍する社員を展示会の開催地に往来させないこととします。